

デジタルヒューマン協議会 会則

第1条（名称）

本協議会は、デジタルヒューマン協議会と称する。

第2条（目的）

本協議会は、デジタルヒューマンの社会実装を目指すことを目的とする。

第3条（事務局および事務局の所在地）

- (1) 本協議会の事務局はデジタルヒューマン株式会社が担い、事務局は株式会社内（東京都港区芝5丁目7-1 NEC本社ビル）におく。
- (2) 事務局は協議会と事務局との間で業務委託契約を締結し、その契約書に業務範囲、期間、報酬、責任分担を明記する
- (3) 契約は理事会承認を経て締結し、期間満了時には更新または再契約を行う

第4条（事業）

本協議会は、前条の目的を達成するために次の事業を実施する。

- (1) 定期的な協議会の開催
- (2) デジタルヒューマンに関する議論
- (3) デジタルヒューマンの社会実装に向けた提言活動
- (4) 会員企業などによるプロジェクトの組成

第5条（会員）

本協議会の会員は、会の目的に賛同し入会した企業とする。

第6条（入会）

会員として入会しようとする企業は、入会申込書をデジタルヒューマン協議会事務局に提出し、理事会の承認を得るものとする。

第7条（会費）

- (1) 会員種別による年会費は以下とし、請求書記載の期日までに指定の銀行口座に振り込むものとする。なお、会費は不課税とする。
理事会員：30万円
通常会員：15万円
- (2) 未納会費が発生した場合、当該未納会費は債権として計上し、回収状況を踏まえて理事

会が処理方針を決定するものとする。債権の取扱いに関する具体的な手続・期間等は細則に定める。

第8条（退会）

会員は、運用ルールに従い、デジタルヒューマン協議会事務局に退会届を提出することで、退会することができる。期中の自社都合による退会の場合、会費の返還は行わない。なお、期中に退会申請を行わない場合、翌年度も会員となり、翌年度の会費支払い義務が発生する。

第9条（解散）

理事会の過半数の賛成により、協議会の解散ができる。解散時期に応じて会費の返還を行う。

第10条（理事会）

理事会は、次の事項を行うものとする。

- (1) 会員の自薦を受け、理事会の決議により理事を選任する。
- (2) 新規入会企業に対して入会の決議を行い、理事会の過半数の反対があった場合には入会を拒否できる。
- (3) 理事会の過半数の賛成により、協議会の解散が決議される。
- (4) 理事会は、事務局との業務委託契約内容と履行状況を監督し、必要に応じて契約条件の見直しを行う。

第11条（変更）

この会則は、協議会全会員の過半数の承認により、内容を変更することができる。

第12条（細則）

本協議会は、本会則を実施するにあたって細則（運用ルール）を別に定める。

附則

- 1 この会則は、2023年10月1日から施行する。

2024年2月2日	一部改正し、第二版を施行
2025年10月3日	一部改正し、第三版を施行
2025年12月1日	一部改正し、第四版を施行